

文教大学における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領

(趣旨)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第11条の規定、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（令和6年1月17日文部科学省告示1788号）並びに文教大学における障害のある学生への支援に関する基本方針（平成28年12月7日決定。令和6年5月8日一部修正）に基づき、文教大学の教職員（非常勤教職員を含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、障害者とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、本学における教育及び研究、その他本学が行う活動全般（以下「教育研究活動等」という。）において、そこに参加する者全てとする。

2 この要領において、社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第3条 この要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育研究活動等について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所、時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することをいう。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育研究活動等の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

3 この要領において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(1) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的、内容、機能を損なうか否か）

- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用、負担の程度
- (4) 本学の規模、財政・財務状況

（障害を理由とする差別の解消に関する推進体制等）

第4条 本学は、組織として障害を理由とする差別の解消の推進（以下「障害者差別解消の推進」という。）に取り組むものとし、次の責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 統括管理責任者
- (3) 障害者差別解消推進責任者
（最高管理責任者）

第5条 最高管理責任者は学長とし、障害者差別解消の推進及びそのための環境整備等（施設等のバリアフリー化の促進、必要な人材の配置、支援学生の養成、障害のある入学希望者や学内の障害のある学生等に対する受入姿勢・方針の明示、情報アクセシビリティの向上、ユニバーサル・デザインの促進等）に関し、本学全体を統括し、統括管理責任者が適切に障害者差別解消の推進を行うようリーダーシップを発揮するとともに、最終責任を負うものとする。

（統括管理責任者）

第6条 教学組織における統括管理責任者は学長が指名する副学長又は学長補佐、事務組織における統括管理責任者は大学事務局長とし、最高管理責任者を補佐するとともに、教職員に対する研修・啓発の実施等、本学全体における障害者差別解消の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

（障害者差別解消推進責任者）

第7条 障害者差別解消推進責任者は以下に規定する者とし、統括管理責任者を補佐するとともに、次条に規定する責務を果たすものとする。

組織	障害者差別解消推進責任者
学部	学部長
研究科	研究科長
専攻科	専攻科長
別科	別科長
事務局	大学事務局次長
上記以外	当該組織の長

（障害者差別解消推進責任者の責務）

第8条 障害者差別解消推進責任者は、障害者差別解消の推進のため、次に掲げる事項に注意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう監督し、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

- (1) 日常の業務を通じた指導等により障害を理由とする差別の解消に関し、監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者及びその家族、その他関係者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対

する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- (4) 所掌する組織等に対して、第11条に示す相談窓口との連携をはじめとする関係部局との連携及び情報共有を行うことにより、一貫性のある組織的対応がなされるよう指導・監督すること。

- 2 障害者差別解消推進責任者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、統括管理責任者に報告するとともに、その指示に従い、迅速かつ適切に対処しなければならない。
(不当な差別的取扱いの禁止)

第9条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 教職員は、前項に当たり、別に定める留意事項に留意するものとする。
(合理的配慮の提供)

第10条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

- 2 前項の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。
- 3 教職員は、前二項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別に定める留意事項に留意するものとする。
(相談体制の整備)

第11条 本学は、障害者及びその家族、その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応じるため、学生支援室、越谷学生課、越谷教務課、湘南教育支援課、東京あだち教育支援課及び担任教員を主たる相談窓口として、各関係部局等と連携して対応する。

- 2 本学は、前項の対応における各関係部局間の連携の強化と障害者支援に専門性のある人材の配置等の支援体制の整備に取り組むものとする。
- 3 本学は、障害のある学生が負担感を感じることなく相談できるよう、第13条に定める教職員及び学生への研修・啓発並びに第14条に定める情報公開に努めるものとする。
(教職員及び学生への研修・啓発)

第12条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員及び学生に対し、次の研修・啓発を行うものとする。

- (1) 新たに教職員となった者に対する障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- (2) 新たに障害者差別解消推進責任者となった教職員に対する障害を理由とする差別の解消

等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修

(3) その他教職員が障害特性及び障害に関わる社会的障壁を理解するとともに、障害者へ適切に対応するために必要なガイドブック等による意識の啓発

(4) 学生に対する入学時・新年度のオリエンテーションや授業等の機会を通じた障害を理由とする差別の解消や障害者支援等に関する啓発

(事前的改善措置の推進)

第13条 本学は、不特定多数の障害のある学生のニーズを念頭に、第5条に規定する環境整備等の事前的措置の推進に組織的・計画的に取り組む。

(情報公開)

第14条 本学は、障害を理由とする差別の解消の推進に資するよう、障害のある学生及び教職員に対する支援の方針、相談体制、合理的配慮の事例等を、ホームページに掲載する等の方法により学内外に公開することに努めるものとする。

(改廃)

第15条 この要領の改廃は、学長が決定する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。